

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和5年久喜市選挙管理委員会第1回
開催年月日	令和5年2月22日（水）
開始・終了時刻	午前9時から午前10時21分
開催場所	久喜市役所 第8会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 橋本 勉 委員 飯田一夫 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	選挙管理委員会事務局長 大越政実 選挙係長 廣瀬哲也
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 大越政実 選挙管理委員会選挙係長 廣瀬哲也 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷 匠
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 報告 4 委員長提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決 8 諸報告 9 閉会
配布資料	なし
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

審議会等会議録

発言者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
委員長	1 開会 2 会議録署名委員 森田静也 委員 3 報告
事務局	報告第 1 号 啓発宣伝計画の決定について 報告朗読 埼玉県が実施する統一地方選挙における啓発宣伝計画に併せて、本市が実施する啓発宣伝計画を定めました。
委員長	報告に対する質疑 広報モニターとはなにか。
事務局	市役所 1 階市民課窓口にあるディスプレイです。
橋本委員	選挙事務サポーターの募集は 4 月 1 日広報でよいのか
事務局	広報掲載は 4 月 1 日ですが、ホームページ等で随時募集を行っており、1 月の成人式においては募集チラシを全員に配布しました。また、登録済みのサポーターには県議選への従事について、すでに声掛けを行っています。
委員長	4 議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決
事務局	議案第 1 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて 議案朗読 <在外選挙人名簿登録申請書について（通知）を供覧> 今回の登録で、在外選挙人名簿の登録者数は、男性 2 5 人、女性 4 6 人、総計 7 1 人となります。
委員長	議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定

事務局	<p>議案第2号 ポスター掲示場設置の場所の決定について</p> <p>議案朗読</p> <p>埼玉県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置の場所については、別紙のとおりとなっております、合計は289箇所です。</p> <p>参議院議員通常選挙の際と場所の変更はありません。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第3号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について</p> <p>議案朗読</p> <p>埼玉県選挙管理委員会書記長からの通知では、立候補予定者4名の場合、8区画を目安に各市区町村選挙管理委員会にて判断するものとなっております。</p> <p>立候補予定者説明会参加者への聞き取り調査の結果、1名が立候補しないことから、当市では6区画と判断し、議決を求めるものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第4号 登録の移替えの延期を定めることについて</p> <p>議案朗読</p> <p>登録の移替えを延期する期間を、令和5年3月17日から令和5年4月9日までとするものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第5号 投票所の指定について</p> <p>議案朗読</p> <p>従前と場所の変更はありませんが、公民館がコミュニティセンターに移行することにより4か所、旧江面第二小学校が譲渡されたことにより1か所名称が変更となっております。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>

事務局	<p>議案第6号 期日前投票所の指定について 議案朗読 期日前投票所についても、従前のおり指定するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 他にも関連する議案があるので、ここで期日前投票所の方向性について、前委員の方が決めた方向性とするか再確認していきたい。これまでの経過だが、議会からは期日前投票所の拡充をすべきとの意見があるが、これまで十分に拡充してきており、設置状況は県内でもトップクラスとなっている。人員等を考慮すると、これ以上の拡充は難しく、ふれあいセンター久喜に期日前投票所を設置した際、見直しを行っている。今後の期日前投票所設置に関する、全体的な方向性を考えたいと思う。論点を4つ挙げるので、それぞれの論点について皆さんの意見を伺いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期日前投票所の充実が投票率向上に結び付くか</li> <li>2. 投票環境の整備を充実すべきであり、効率性を考えるべきではないのか</li> <li>3. 人材確保の面もあつての見直しだったが、努力をすれば済むのではないか</li> <li>4. 期日前投票所の設置期間が短くなったが、影響はあつたのか</li> </ol> <p>まず、期日前投票所の箇所数を増やす、時間を増やすことが投票率向上に結び付くかについて、皆さんの意見を伺いたい。 他の論点があれば出してもらいたい。</p>
橋本委員	<p>期日前投票所は各地域にあり、人が集まる場所にも設置された。箇所数は十分だと思う。ふれあいセンター久喜はプラスアルファの分として努力している。</p>
委員長	<p>投票率向上に結び付いていると思うか。</p>
橋本委員	<p>プラスになったかは見えにくく、はっきりとは言えない。できる範囲で取り組んでいくことはいいことだと思う。また、当日投票でなく、期日前投票を活用するかどうかは、有権者の判断による部分がある。期日前投票所を開設していることを周知していくことのほうが、投票率向上に結び付くのではないか。</p>
委員長	<p>これまで投票していた方が、当日投票から期日前投票へ移行しているという分析もある。全期間、全時間帯を開設するのと、日程を絞って開設するのでは、投票率は変わると思うか。</p>
飯田委員	<p>あまり影響はないと思う。</p>
橋本委員	<p>投票時間の繰上げ、繰下げにもかかわる。</p>

森田委員	これくらいでいいと思う。投票率の増減は、社会的な状況もあると思う。
委員長	期日前投票所を増やすことや開設期間を拡充することが、必ずしも投票率に直結するかは、はっきりとはわからず、関係性は認められないということになるか。
飯田委員	どの程度の影響があるか、はっきりということは難しいと思う。
委員長	事務局はどう思うか
事務局	令和4年6月議会において、有権者の問題意識や社会情勢など、その時の状況によって投票率は様々変わるものであり、投票に行こうと思った有権者にとって投票しやすい環境をつくることが選挙管理委員会としての役割であるといった趣旨の答弁をしています。本日、委員の皆様から期日前投票所の箇所数や、開設時間及び期間についてのご意見がありましたが、これはこれまでの選挙管理委員会及び事務局の考えと方向性は同じであると考えております。
委員長	次に、選挙執行にあたっては環境の整備充実を図るべきであって、効率性を考えるべきではないという視点についてはどうか。
橋本委員	予算も人も制限なく活用できるのであればよいが、限られた中で実施するというのは、1つの視点としてあるのではないか。
森田委員	拡充の視点のみで整備していくことについては、慎重であるべきと思う。
委員長	選挙事務は行政執行の一部である以上、行政運営としての効率性を考えることは必要であり、見直しは妥当であると考えている。際限なくやることは難しい。ただし、見直しには論理性が必要であり、今回の見直しは投票動向を踏まえて行っている。事務局はどう考えているか。
事務局	人材、予算は無尽蔵にあるわけではなく、それをどのように使うか考えるのが行政の仕事であります。いたずらに効率性を求めるべきではありませんが、見直しは投票動向を踏まえ、その見直しが有権者に与える影響を分析、把握したうえで実施していくべきものであると考えています。今回の見直しは、投票動向を踏まえたうえで、投票環境の確保と効率性の追求の両立を考え、全体の計画を立てておりますが、効率性の視点は、検討する際の1つの要素として考えなくてはならないものであると考えております。
委員長	次に、人材確保について、皆さんの意見を伺いたい。庶務的な役割としての人材や、人材派遣の活用もある。前もって人材派遣を手配しておけば人材は確保できるという視点も考えられる。

橋本委員	バランス、視点によって変わってくると思う。予算もそこまでかけられない。適切な落としどころを考えるべき。
委員長	新聞で参議院選挙のミスに関する記事を見た。人材派遣が担う事務ではなく、選挙に精通した職員の人員不足が原因にあるようだ。投票所を運営する係長級の職員の確保が難しい。
事務局	投票所には、投票所を運営、管理する職員を配置する必要がありますが、投票事務を経験してきた、積み重ねのある職員を採用しています。投票所の現場では何が起こるかわかりません。経験がない職員では十分な対応ができない可能性があります。補助執行により選挙管理委員会事務局職員として対応してもらい以上、任せられる人、選挙事務を把握した人を配置したいと考えますが、そうすると人材に限られるのが実情です。
委員長	選挙事務はミスをしてはならない。多少はゆとりのある配置をしないと事故が起きてしまう。他の事務では、ぶつかってあたってみてということもできるが、選挙はそうはいかない。あまり範囲を広げて負担をかけるのはよくないのではないかと感じる。
飯田委員	教育はどのようにしているのか。
事務局	選挙事務は、日常的な事務のような日々経験を積み上げていくものと異なり、経験の蓄積がしづらい特徴があります。長い期間で選挙事務を繰り返すことにより経験を積み上げ育っていきませんが、その育成方法はOJTによるところがほとんどであり、人材育成が難しい状況となっています。
橋本委員	マニュアルがあればいいわけではないということか。
事務局	選挙の都度マニュアルを作成し、配布はしています。選挙の時はマニュアルを理解していただいても、選挙が終われば次の選挙まで間が空くので、次の選挙の時に再度マニュアルを見て復習するといった感じになります。自分の認識として蓄積しづらい面があります。
飯田委員	選挙期間中、毎日従事していれば蓄積できるが、そうもいかない。
事務局	期日前投票であれば平日のため、従事を担当する1日だけの蓄積であり、当日も同様です。
委員長	経験ある職員の確保は難しく、努力すればかき集められるという性質のものではな

	いということ。
橋本委員	確実な選挙の執行という面で、そのような状況を理解しないとならない。
事務局	毎回、職員を同じ投票所に配置するように努めてはいますが、異動等その時の都合もあるため、配置の変更もある状況です。
委員長	次に、期日前投票所の設置期間を短くしたことで、参議院議員通常選挙における影響はどうだったのか、事務局から説明を。
事務局	令和元年度の参議院議員通常選挙と比較して、投票率は微増しました。また、期日前投票所における状況につきましては、日や場所にもよりますが、多少の上がり下がりがあります。開設期間の日数が減った状況においても市全体として期日前投票者数は微増しており、期日前投票所の運営体制の見直しの影響は、あまりみられなかったとの総括となります。
委員長	懸念されるような影響はなかったということか。
事務局	そのとおりです。なお、期日前投票所の開設期間に関する問い合わせや、期日前投票所が開設されていない期間に誤って来所した方など、合計して100件程度対応したことを把握しております。確認程度の問い合わせがほとんどであり、誤って来所した方も、職員からの説明で了承いただけた状況です。
委員長	皆さんから他になにかあるか。
橋本委員	全体的に影響はなかったと思う。期日前投票所の開設状況について周知していく方向に努力し、そのことが投票率向上につながると思う。投票環境の整備については、その視点で進めることがいいのではないかと。
委員長	前委員が示した期日前投票所の運営体制の今後の方向性については踏襲することとし、今後は選挙ごとに事情を勘案し、決定していくことでよいか。
委員一同	異議なし
飯田委員	参考に、ふれあいセンター久喜の期日前投票所の状況について、前回の県議選ではどうだったか。
事務局	前回の県議選においては、まだ開設していない時期であり、また選挙自体も無投票でした。

委員長	その他の質疑はありますか。 質疑なし 原案どおり決定
事務局	議案第7号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について 議案朗読 告示日である3月31日の立候補届出受付の締切り後、くじを行い、氏名等掲示の順序を決定するものです。
委員長	議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定
事務局	議案第8号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について 議案朗読 事前に請求のあった不在者投票用紙等の郵送開始を告示日前2日の3月29日とするものです。
委員長	議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定
事務局	議案第9号 告示日以前における特例郵便等投票用紙等の郵送開始期日の決定について 議案朗読 事前に請求のあった特例郵便等の不在者投票用紙等の郵送開始を告示日前2日の3月29日とするものです。
委員長	議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定
事務局	議案第10号 期日前投票所を開く時刻の繰下げについて 議案朗読 モラージュ菖蒲の開く時刻を、施設の開店に合わせて10時として、1時間30分繰下げます。クッキープラザについては、駅前施設であることから鉄道利用者の選挙人が主となると考えておりますが施設の開店が10時であり、通勤・通学の時間帯の開設はできないため、開く時刻を3時間30分繰下げて正午とします。



